

社会福祉法人設立認可後の事務手続きについて

社会福祉法人設立認可後の事務手続きは、次のとおりです。設立認可書受領後、それぞれ期間内に確実に実行してください。

1 社会福祉法人の設立登記について

社会福祉法人は、設立の登記をすることによって成立します。

認可のあった日から2週間内に法人事務所を所轄する法務局において、設立登記を行ってください。(組合等登記令第2条)

2 役員等の選任、理事長の選定について

定款の附則に記載されている評議員、理事、監事及び会計監査人(以下「役員等」という。)は、設立者が決定した役員等であり、定款の選任手続きに基づいて選任された役員等ではありませんので、法人の成立(設立登記)後遅滞なく、改めて定款に基づき役員等を選任する必要があります。

※1 定款で評議員選任・解任委員会で評議員を選任とした場合の例

※2 会計監査人の記載は、省略します。該当がある場合はお問い合わせください。

- (1) 法人成立後、設立当初の理事長の招集により、設立当初の理事による理事会を開催し、定款の手続きに基づいた評議員を選任する準備として、次のことについて決定します。
 - ①評議員選任・解任委員会運営規程
 - ②評議員選任・解任委員会委員の選任について
 - ③評議員候補者の推薦について
 - ④評議員選任・解任委員会の開催について(開催日時、場所等)
- (2) 評議員選任・解任委員会を開催し、同委員の決議により、新しい評議員の選任について決定します。設立当初の評議員は退任となります。
- (3) 設立当初の理事長の招集により、設立当初の理事による理事会を開催し、評議員の選任結果について報告するとともに、定款の手続きに基づいた理事及び監事(以下「役員」という。)を選任する準備として、次のことについて決定します。
 - ①理事、監事候補者の選任について
 - ②評議員会の開催について(開催日時、場所等)
- (4) 評議員会を招集するために、評議員会の1週間前までに、評議員に対して開催通知を发出します。なお、評議員全員の同意があるときは開催通知がなくとも評議員会を開催できます。
- (5) 評議員会を開催し、評議員の決議により、新しい役員を選任について決定します。設立当初の役員は退任となります。
- (6) 定款の手続きに基づいた役員が選任されたら、新しい役員による理事会を開催し、理事長を選定してください。

3 事業計画、収支予算、各種規程の決定について

理事会において、設立準備会で用意していた法人本部及び施設、事業等の事業計画、収支予算並びに定款細則、就業規則、給与規程、経理規程、管理規程、消防計画等の各種規程を法人として、決定してください。

なお、定款で理事及び監事の報酬等の額を定めなかった場合のその報酬等の額、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準、上記の事業計画・収支予算及び各種規程のうち定款において評議員で決議するものとした事項については、評議員会で決議する必要があるため、これらを決議する評議

員会の開催についても、当該理事会で決定しておく必要があります。その後、これらの事項について評議員会で決定します。

4 理事長の登記について

新理事長の登記を、理事長に就任（選定）した日から2週間以内に行ってください。

なお、設立時の理事長と同一の者が選定された場合も、重任の登記が必要です。（組合等登記令第2条、第3条）

5 贈与契約及び地上権（貸借権）設定の履行について

(1) 贈与を受ける金品、土地、建物については、贈与確約書に基づき、贈与契約をした者から法人成立後1週間以内に贈与を受けてください。

(2) 贈与された土地、建物については、土地（建物）所有権移転登記確約書に基づき、速やかに所有権移転登記を行ってください。

なお、贈与された土地、建物が社会福祉事業の用に供するものであれば、県知事の証明により登録免許税が免除されますので、事業の担当課に相談してください。

(3) 土地（建物）の賃貸借を予定している場合には、土地（建物）賃貸借契約締結確約書に基づき、速やかに賃貸借契約を締結するとともに、地上（貸借）権設定登記確約書に基づき、速やかに地上（貸借）権の設定・登記を行ってください。

（松江市社会福祉法人設立認可審査要綱）

6 財産移転報告について

遅滞なく、法人設立後の財産目録に記載されている財産の移転を受けて、その移転を終了した後1か月以内に、別紙様式に基づき松江市長へ報告してください。（社会福祉法施行規則第2条第4項）

7 法人設立の公告について

定款第〇〇条に基づいて、法人設立の公告を行ってください。

8 適正な法人運営の確保について

定款及び経理規程等各種規程に基づき、法人運営及び社会福祉事業を行ってください。

9 適正な入札、契約の確保について

施設整備を予定している法人にあつては、平成9年7月30日付け長発第249号「社会福祉施設等施設整備事業の適正実施について」の別紙「社会福祉施設等施設整備事業の適正実施に関する指導事項」等を遵守して、適正な入札、契約を行ってください。

10 預金口座の開設について

社会福祉法人設立後、法人・施設等の運営経費や施設整備などに係る贈与金の受入れや、その後の支払いに対応する必要がありますので、少なくとも経理規程に定める事業区分ごとに預金口座を開設してください。

口座の代表者名は理事長名としてください。（社会福祉法第45条の17第1項）

なお、拠点区分、サービス区分ごとに口座を開設されてもかまいません。

11 その他

法人運営に関して疑義が生じたときは、松江市役所健康福祉部健康福祉総務課に照会してください。

(別紙様式)

記 号 番 号
年 月 日

(あて先) 松江市長

島根県
社会福祉法人
理事長

社会福祉法人 会の設立登記及び財産移転報告書

このことについて、 年 月 日付け〇〇第〇〇号で設立認可を受けました社会福祉法人〇〇会の設立登記及び財産移転を完了しましたので関係書類を添えて報告します。

記

1. 法人設立登記年月日 年 月 日
2. 財産移転完了年月日 年 月 日
3. 評議員選任年月日 年 月 日
4. 理事・監事選任年月日 年 月 日
(会計監査人選任年月日 年 月 日)
5. 理事長互選年月日 年 月 日
6. 理事長登記年月日 年 月 日
7. 添付書類
 - (1) 役員等及び理事長の選任(選定)の経過が判る評議員会選任・解任委員会、評議員会及び理事会議事録(写し)
 - (2) 登記簿謄本
 - ア 法人の登記簿及び理事長就任(重任)登記簿
 - イ 所有又は貸借する不動産の登記簿(所有権及び地上権又は貸借権設定がなされたことが確認できる登記簿)及び売買契約書又は貸借契約書(写し)
 - (3) 財産目録
 - (4) 寄附申込書及び領収書(いずれも写し)
 - (5) 預貯金残高証明書及び預貯金通帳(写し)
 - (6) その他財産移転を受けたことを証する書類
 - (7) 法人設立の告示がなされた書類